

別表第十六その三（第八十六条の十五関係）

第 号

公 用 令 書  
（ 取 扱 物 資 の 保 管 ）

住 所

氏 名

（法人については、その名称）

自衛隊法（昭和29年法律第165号） 第103条第1項本文  
第103条第1項ただし書 の規定に基づき、次のとお  
り取扱物資の保管を命ずる。

り取扱物資の保管を命ずる。

年 月 日

処 分 者



種 類	
数 量	
保管すべき場所	
保管すべき期間	
保管する理由	
備 考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。